11月は「市税収納強化月間」



問い合わせ先

●納税課 ☎ (93) 0433

■国保年金課 ☎(93)4083

市では、11月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に、電話催告や休日納付相談を実施します。

【休日電話催告】

滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認されない人に、電話でお知らせします。なお、特定の金融機関や口座番号への振り込み指示は行いません。

■日時 11月6・13・20・27日(日)

9:00 ~ 16:00

【休日納付相談】

平日に納付できない人や特別な事情で納付が困難な人に休日納付相談を実施しています。(納付書がない人でも納付できます。)

■日時 11月13・27日(日)

9:00~16:00

- ■場所 国保年金課 (市役所本庁舎内)
- ※休日は正面玄関が施錠されていますので、すこやかセンターの休日夜間受付の入口を利用してください。
- ■納付相談の対象

市民税•県民税、固定資産税•都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

税を考える週間 (11月11日~17日)

国税庁ホームページ



間成田税務署 ☎(28)5151

国税庁では、毎年11月11日~17日を「税を考える週間」として、様々な広報広聴施策を実施しています。その一環として、国税庁ホームページ内に特設ページを設け、国税庁の取組などを分かりやすく最新のデータで紹介するほか、YouTubeの国税庁動画チャンネルやツイッターなどのSNSで発信しています。また、国税庁のデジタル化への取組として、年末調整手続きの電子化や、キャッシュレス納付などの各種取組についても掲載しています。

11月は「ねんきん月間」

11 月 30 日は 「年金の日」

ねんきんネット

問い合わせ先

- 「ねんきんネット」に関すること☎ 0570 (058) 555
- ●幕張年金事務所

1043 (212) 8621

11月30日は「年金の日」です。ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく、年金の日です。ぜひこの機会に「ねんきんネット」をご利用いただき、ご自身の年金記録の定期的な確認や年金見込額を試算してください。

国民年金の受給方法



間 幕張年金事務所 ☎043 (212) 8621

65歳になると、自動的に年金が支給されると思っていませんか? 本人から請求がないと、年金は支給されません。

65 歳になったら、年金請求書の提出を忘れないようにしましょう。また、希望により 60 歳から受給する「繰り上げ請求」や、66 歳以降に受給を開始する「繰り下げ請求」もできます。 国民年金には、このほかに障害基礎年金や遺族基礎年金などがあります。受給するには、いずれも請求手続きが必要です。

農業者年金に加入しましょう



間 農業委員会事務局 ☎(93)6494

農業者年金は、農業者がより豊かな老後を過ごすことができるように、国民年金に上乗せして、自分で積み立てた保険料と運用益を含めて、将来年金として受給する制度です。いつでも加入でき、脱退や再加入もできます。

- ■農業者年金の特徴
- ○積立方式・確定拠出型のため、加入者・受給者数に左右 されない、少子高齢化時代に対応した制度です。
- ○認定農業者で青色申告をしているなど、40歳未満で一定の 要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助が設けられています。
- ○支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ■対象 年間 60 日以上農業に従事する 20 ~ 59 歳の国民年金 第1号被保険者
 - ※国民年金保険料納付免除者を除く
- 保険料 月額 20,000 円~ 67,000 円※ 1,000 円単位で選択でき、途中増減も可能です。
- ■受給 原則 65 歳から生涯受給できます。